

第5章

楽しく暮らせる地域づくり

1 生きがいの創造

1. 生涯学習の推進

現況と課題

生涯を通して自ら学びながら新しい知識や技術を習得していくことは、生き生きと自分らしく暮らすために必要不可欠な要件であるものと思われませんが、多感な時期に受験競争を経験する子どもたちや日々成果を求められている現役世代の大人たちが、自分の中の深い関心に目覚め、本当に興味を持つ物事を追求していくことは、非常に難しいのが現実です。

このため、大学に合格したとたん、また、仕事をリタイアしたとたんに関心のある目標を見失ってしまうケースも少なくありません。

しかしながら、地域福祉の視点から見ると、こうした余暇のある方たちはもちろんのこと、専業主婦や自営業、サラリーマン等の現役世代の方達一人ひとりが、新たな目標を見出し学習を通して地域への積極的な参加が行われるよう、価値観の多様化に対応できる生涯学習プログラムを提供していくことが必要です。

現在、市が行う生涯学習は、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」に基づき市内25館の公民館を中心に、様々な施設で実施されています。

また、平成16年度より、従来、対象別に実施されていた老人大学、ボランティア大学、スポーツ健康大学、生涯学習コーディネーター養成講座を一つにまとめた「ふなばし市民大学校」を開校していますが、これらの生涯学習施策について十分な周知が行われているとは言えず、生涯学習情報のPRが重要な課題となっています。

施策の方向

生涯学習プログラムの参加者は、自らが生き生きと暮らすだけでなく、地域の中で人と人の交流の中心となっていくことが期待されており、地域での活動を支援するため、生涯学習情報の一元化を図りわかりやすい情報提供に努めるとともに、生涯学習の拠点として学校の開放を進めます。

また、公共施設だけでなく民間施設との連携を図りながら心地よく学べる生涯学習環境の整備を推進します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○若い時期から生涯続けていける趣味を持つ ○地域や行政等が開催する生涯学習の場へ積極的に参加する ○学んだ知識・技術を地域に還元する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習情報の発信及びPR活動を行う ○町会・自治会館を活用した生涯学習事業を実施する ○高齢者の知識・経験等地域の持つ力を活かした生涯学習事業を実施する ○公民館・児童ホーム・福祉センター事業へ参画する ○地域による学校支援を行う ○既存の団体・サークル等を取り込む ○ジュニアスポーツクラブを立ち上げる ○地域の住民に開かれた事業所づくりを進める ○事業所の専門的知識を活かして講演会・フォーラム等を開催する ○事業所の利用者を含め高齢者・障害者の暮らしに役立つ情報を発信する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし一番星プラン」を推進する (社会教育課) ○総合的な生涯学習情報の提供を行う (社会教育課) ○市民大学校卒業生の活用を図る (社会教育課)



2. サークル活動の支援

現況と課題

地域福祉を推進していくためには、市民相互の助け合いの気持ちが不可欠ですが、本市においては助け合いの前提となる地域の人間関係自体が、十分に構築されていないケースが目立ちます。

特に、^{※①}市民の中で多数を占めるサラリーマン層においては、長時間労働の結果として、職場で形成された人間関係のみで生活することが当たり前のこととなっており、地域における人間関係が形成されていないだけでなく、隣近所の付き合いや地域への参加を重荷に感じたり^{きひ}忌避したりする人々も少なくありません。

こうした状況の中で、地域に生活する人と人を結びつけ、助け合いが可能となるまでに人間関係を深化させていくためには、町会・自治会や地区社会福祉協議会といった地縁的な組織だけでは十分とは言えず、個人の趣味や好みに合わせた様々なサークル活動が重要な役割を担っています。

現在、公民館を中心に様々なサークルが活動していますが、その情報は外部に発信されにくく、活動の拠点となっている公民館では、サークル数の増加に伴って会場の確保が困難化しており、新たな活動の場づくりが求められています。

施策の方向

製造業中心からサービス業中心へという産業構造の変化等によって、将来的に労働時間の短縮や様々なかたちでの^{※②}ワークシェアリングが一般化し、サラリーマン層の余暇時間が増えることが予想されるとともに、高齢化の進展に伴い元気な高齢者が増加しています。

こうした状況を踏まえて、地域における人間関係の深化に大きな役割が期待されるサークル活動の活性化を図るため、インターネットやメールといった電子媒体等も活用し、地域のサークル情報の収集・発信を行うとともに、活動の場を確保するため学校の解放等を進めます。

さらに、新たなサークル活動を立ち上げるリーダーの発掘・育成や既存のサークル相互の連携をコーディネートするための仕組みづくりを行います。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のサークル活動へ積極的に参加する ○誰もが気軽に参加できる地域のサークル活動を立ち上げる ○サークル活動の会場として自宅を開放する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会が地域のサークル活動を支援する ○町会・自治会館を地域のサークル活動へ解放する ○老人クラブ等の既存サークル団体への加入を促進する ○PTAによる遊び方教室や高齢者による昔の遊び教室など子どもと大人が交流できるサークル活動を促進する ○地域のサークル情報を発信していく ○事業者による講習会や見学会を開催する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の余裕教室の活用を図る (総務課) ○公民館を中心とした文化祭を開催する (社会教育課) ○サークル活動の場を確保する (社会教育課) ○市内のサークル活動情報を発信する (社会教育課) ○子育てサークルの活動を支援する (子育て支援センター・健康増進課)



※①市民の中で多数を占めるサラリーマン層：25ページ注②を参照。

※②ワークシェアリング：31ページ注③を参照。

3. 起業・就業の支援

現況と課題

生涯を通して仕事を持ち社会に貢献していくことは、生きがいを見い出していく上で非常に重要な要件であり、地域福祉の推進には、一人ひとりが個々の能力を発揮できる職業を得ることのできる環境づくりが大切です。

しかしながら、緩やかなデフレが続く雇用縮小傾向が進む中で、一般の求職者に比べて高齢者・障害者等の就職は一層厳しさを増していますが、一方では、平成14年に6,689万人だった^{※①}労働力人口は、少子・高齢化の進展に伴い平成37年には6,300万人にまで減少することが予測されており、高齢者や女性の就業者数は、今後、増えていくことが予想されます。

元気な高齢者が増加し、女性の就業意欲も高まる中で、一般的に就職が難しい障害者を含めて、こうした方々に対する就業支援や男女共同参画社会基本法に基づく就業環境の整備が大きな課題となっています。

また、新たな就業機会を確保するため、起業家への支援や高齢者・障害者にも参加しやすい^{※②}SOHO（ソーホー）事業や^{※③}コミュニティビジネスの促進等にも取り組むことが必要です。

さらに、生きがいとしての就業を求める高齢者・障害者を対象に様々な仕事の受託・発注を行う生きがい福祉事業団の充実も求められています。

施策の方向

多様な就業機会を確保するため、高齢者・障害者の就業相談を充実するとともに、「船橋市商工業振興ビジョン」に基づき、自ら主体的に取り組む意欲のある経営者に対する支援や^{※④}産学の連携確保等を行うことにより、市内の産業の活性化を図り、新しい雇用の創出を図ります。

また、起業を志す方に対しては、大学や専門機関が開催するセミナーへの参加支援や起業に必要な機能を備えた施設整備を検討するとともに、地域の手による就業支援としてNPO等による^{※⑤}シニア実業大学の開設等についても研究していきます。

さらに、生きがい福祉事業団については、より多くの希望者が参加・利用できるよう、市民へのPRを行うとともに、固定化しがちな業務の多様化を図り、魅力有る事業団づくりを促進します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事を通した生きがいづくりを進める ○地域や社会への貢献意識を持つ ○起業・就業情報を収集する ○SOHO（ソーホー）事業やコミュニティビジネスを立ち上げる
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な起業・就業情報を発信する ○NPO等による女性の就業支援事業を実施する ○事業者による高齢者・障害者雇用の促進を図る ○SOHO（ソーホー）事業やコミュニティビジネスの立ち上げを支援する ○事業者による起業家へのノウハウの提供を行う ○「シニア実業大学」により高齢者のための新しい仕事を創出する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市商工業振興ビジョン」を推進する (商工振興課) ○高齢者・障害者を対象とした就業相談を充実する (商工振興課・障害福祉課) ○魅力有る生きがい福祉事業団づくりを促進する (高齢者福祉課)

- ※①労働力人口：満15歳以上の生産年齢人口のうち所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数。
- ※②SOHO（ソーホー）：スモール・オフィス、ホーム・オフィスの頭文字をつなげた略称で、独立した小規模事業及び個人事業等、小さなオフィスや在宅で行う仕事を指す。インターネットなどを積極的に活用することにより「時間と場所に制限されない新しい働き方」とされている。
- ※③コミュニティビジネス：地域の労働力（人）、風土、原材料、ノウハウ、技術、文化、産業などの資源を活かし、「コミュニティの活性化」「地域のコミュニティ意識の高揚」「地域が抱える問題の解決」等を目的に、地域住民が主体になって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく事業活動で、グループホームの運営や在宅サービスといった福祉関連業務だけでなく、環境、教育、文化等、幅広い分野で様々な事業が行われている。
- ※④産学の連携：産業界（企業）と学界（大学等の高度な教育機関）が連携することにより、共同研究や研究成果の事業化等を行うこと。平成10年の大学技術移転促進法により各大学に「技術移転機関」（TLO）の設置が進められている。
- ※⑤シニア実業大学：生きがいや社会への貢献、豊富な経験を基にした効率や利益優先ではない60歳以降の新しい仕事の仕方やあり方を学ぶ場。

4. 動物と共生できるまちづくり

現況と課題

動物を飼うことによって育まれる命への責任感やペットを可愛がる優しい気持ちは、困っている人をいたわり、相互に助け合う暖かい心に通じており、地域福祉を推進していくためのベースとなるばかりでなく、動物とのふれあいは、^{※①}アニマルセラピーとして子どもからお年寄りまで、様々な精神的・身体的な疾病の治療等にも用いられています。

しかしながら、動物に対する誤った知識や飼い方による鳴き声やふんの放置等、飼い主のマナーが問われている中で、飼い主が果たすべき責務と遵守事項が明示された「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」が平成15年4月より施行されましたが、一部の飼い主のマナーの欠如から苦情も寄せられています。

また、欧米では積極的に導入されているアニマルセラピーも、医療や福祉の現場で取り入れられている例は多くありません。

さらに、平成14年10月に施行された「身体障害者補助犬法」によって、公共交通機関や不特定多数の者が利用する施設への盲導犬・聴導犬・介助犬の同伴が保障されましたが、事業者の受け入れ体制は十分とは言えず、何よりも、盲導犬・聴導犬・介助犬の数が絶対的に不足しています。

施策の方向

動物とふれあうことによって得られる様々なメリットを多く市民が享受できるように、飼い主相互のコミュニケーションの場となるドックランやペットを連れて集まれる施設の設置、アニマルセラピーに関する情報提供や導入促進等の施策を進めます。

併せて、人と動物が仲良く共生できるまちづくりを目指して、動物の正しい飼い方と条例遵守のPRを行い、飼い主のマナー向上を図ります。

また、盲導犬・聴導犬・介助犬の利用者が、生活しやすい環境づくりを進めるため、盲導犬・聴導犬・介助犬やその利用者への対応について、市民意識の啓発を図るとともに、「身体障害者補助犬法」に定められた内容について、事業者への周知徹底を図ります。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主としてのマナー向上に努める ○盲導犬・聴導犬・介助犬についての正しい知識を獲得する ○盲導犬・聴導犬・介助犬利用者を助ける意識を持つ ○盲導犬・聴導犬・介助犬育成のために協力する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットを通じた地域交流の推進を図る ○困り事を含め地域のペットに関する情報の収集・発信を行う ○ペットの散歩を利用したパトロールを実施する ○NPOや事業者等によりペットの一時預かり事業を実施する ○アニマルセラピーの導入を促進する ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識の普及啓発を行う ○NPO等による盲導犬・聴導犬・介助犬の育成を促進する ○事業者の盲導犬・聴導犬・介助犬の受け入れを促進する ○ドックランなどのペットを連れて集まれる場を増やす
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき飼い主のマナー向上を図る (保健所) ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識・情報を発信する (障害福祉課) ○「身体障害者補助犬法」に基づき事業者の受け入れ態勢を整備する (障害福祉課)

※①アニマルセラピー：動物の持つ「癒し効果」を活用しようとするもので、教育やレクリエーションのための「動物介在活動」と医療行為としての「動物介在療法」に区分される。

2 健康づくり

健康日本21への取り組み

現況と課題

「楽しく暮らす」ための一番の基盤になるのは健康であり、健康であることなしに地域福祉を考えることはできません。

実際に多くの市民が「幸せな人生に必要なもの・大切なもの」のトップにあげているのが健康です。しかし、現代社会においては、糖尿病や高血圧、脳血管疾患などの生活習慣病が増加し、寝たきりや介護を必要とする人は増え続けている状況です。

健康であることは、生き生きとした豊かな生活を送るための資源の一つであり、それを手に入れるためには、いまの生活習慣を見直すことが何より大切です。

幼い頃から自分の身体に関心を持ち、規則正しい食事や運動をする習慣を身につけていくことが、将来の生活習慣病の予防につながります。

また、自殺やいじめなど、人間関係に大きく関連する心の健康も社会的に重要な課題となっています。

施策の方向

国は、平成12年に「健康日本21」を打ち出し、本市においても「関係性の再構築、コミュニケーションづくり」を基本に「ふなばし健やかプラン21」を策定しており、本人はもちろん、家族や地域、職場も含めて、いろいろな人たちの見守りや支援によって、たとえ病気や障害があっても豊かな自分らしい人生を送るための環境づくりを進めます。

また、「ふなばし健やかプラン21」の推進にあたっては、市民、行政、健康に関わる全ての機関・団体等が一体となり市民運動として、健康づくり活動を展開していきます。

このプランに基づいて、食事の大切さや楽しさを再確認するための^{※①}食育活動や、生涯にわたる歯の健康管理など、それぞれのライフステージにマッチした身体と心の健康に関する知識や活動の情報を提供し、市民一人ひとりが健康づくりを進めるための支援をしていきます。

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催する健康学習の場に積極的に参加する ○規則正しい生活に留意する ○定期的な検診を受診する ○かかりつけ医を確保する ○十分な睡眠とストレス解消に留意する ○ヘルスケア・デンタルケアイベントに積極的に参加する ○徒歩・自転車を利用する ○バランスの取れた食事を3食摂るように努める ○歯磨きの励行など歯の健康管理を行う
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する ○健康学習の場を確保する ○地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する ○地域に根ざした診療を行う医療機関を地域住民がバックアップする ○地域住民の選択基準となる医療情報の発信を行う ○病診連携の強化を進める ○巡回検診を充実する ○事業者や医療関係者が地域の健康相談を実施する ○飲食店によるバランスの取れたメニューの提供を促進する ○地域の施設において受動喫煙の防止に努める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する (健康政策課) ○成人病検診（誕生日検診）の受診率向上施策について検討する (健康増進課) ○個人の検診データの一元的管理により個別に健康情報の提供を行う (健康増進課) ○たばこの害や禁煙支援・受動喫煙に関する情報を普及する (健康政策課・健康増進課)

※①食育：望ましい食生活を送るために必要となる5つの能力（食べ物を選択する能力、料理する能力、味がわかる能力、食べ物の育ちを感じる能力、元気な体のわかる能力）を子どもの時期から身につけさせるための教育。

3 移動の自由の確保

1. ユニバーサルデザインによるまちづくり

現況と課題

※① バリアフリーやユニバーサルデザイン※② といった考え方は、平成6年の「ハートビル法」や平成12年の「交通バリアフリー法」の施行を踏まえて社会的に広く認知されつつあり、本市においても福祉関係の計画のみならず総合計画の中にも「地域ぐるみで進める福祉のまちづくりプラン」が掲げられています。具体的なまちづくりや公共施設・民間施設において、この考え方が完全に具現化されるまでには至っていない状況です。

船橋市では、平成4年に実施した「福祉とみどりの都市宣言」を受けて、平成7年に道路・公園・公共交通機関等の都市施設や建築物の整備に関して「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」を作成するとともに、平成13年に「船橋市都市計画マスタープラン」、平成14年には「船橋市移動円滑化基本構想」を定めて、施設のユニバーサルデザイン化や交通バリアフリーに取り組んでいます。

これまでに、公共施設への障害者用トイレの設置や一部の歩道への視覚障害者用のブロック敷設、各鉄道駅へのエスカレーター・エレベーターの設置等が順次進められてきており、今後、重点整備地区として、船橋駅及び北習志野駅周辺の段差解消にも取り組んでいく予定です。

しかしながら、市内全域の都市施設や建築物が、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備されるまでには、非常に長い時間を要することから、現状の中で、高齢者や障害者が暮らしやすい環境を実現していくため、地域における助け合いの仕組みづくりが必要となっています。

施策の方向

「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」や「船橋市移動円滑化基本構想」に基づき、まちのユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を順次進め、安心して楽しく歩けるまちづくりを目指します。

また、ユニバーサルデザインの考え方を広く啓発するとともに、高齢者や障害者の移動の妨げとなっている道路や歩道の障害物をボランティア活動によって排除できるよう、地域の力を結集していきます。

併せて、市民一人ひとりが、高齢者や障害者に対する理解を深めていくことができるよう、「心のバリアフリー」※③ の啓発を進めていきます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催するユニバーサルデザイン学習の場に積極的に参加する ○身近な通行障害について情報を提供する ○違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない ○高齢者・障害者について理解を深める
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する ○地域住民を対象としたユニバーサルデザイン勉強会を開催する ○ボランティアによる道路の清掃・整理や放置自転車等の通行障害物の排除などを行う ○事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める ○事業者施設のユニバーサルデザイン化を促進する ○事業者がバリアフリー相談を実施する ○心のバリアフリーについて地域住民の理解を深める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」の浸透を図る (障害福祉課) ○「船橋市都市計画マスタープラン」及び「船橋市移動円滑化基本構想」を推進する (総合交通計画課・都市計画課) ○電線の地中化を促進する (街路課) ○放置自転車等の通行障害を排除する (交通安全課・都市計画課・道路管理課) ○心のバリアフリーについて市民の理解を深める (企画調整課・総合交通計画課・都市計画課・障害福祉課・保健所・指導課・社会教育課)

※①バリアフリー：高齢者や障害者の生活行動に障害となるものを排除した環境のこと。

※②ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。

※③心のバリアフリー：高齢者や障害者が生活していく上で障害となる人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。

2. 移動手段の確保

現況と課題

市内に9路線の鉄道が走り35駅を擁する本市は、京葉地域における交通の要衝であり、市民の移動環境は比較的恵まれています。が、鉄道路線は東西方向に偏っており、南北方向の交通手段が少ない状況になっています。

さらに、人口の増加が頭打ちとなったことやマイカーの普及、路線撤退に関する規制緩和等によって、重要な公共交通機関であるバス路線が廃止されてしまうケースが増えているとともに、若い頃には問題なく歩けた最寄り駅までの距離が、高齢化の進展に伴い、現在では移動の大きな障害となっている地域も見受けられます。

高齢者・障害者の移動手段を確保していくことは、全国的な課題となっており、本市においても「船橋市高齢者保健福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」に基づき、移動に要する用具の貸与・給付や福祉^{※①}タクシー制度の実施等、高齢者・障害者の移動手段の確保を支援しています。

また、移送サービスを行うNPOも活動していますが、全てのニーズに対応することは不可能であり、多くの場合には、タクシーを利用するか、隣近所の付き合いや個人的な好意から送迎が行われているのが実情です。

しかしながら、個人的な人間関係から移送を行う場合、万一の事故にあった際の補償手段が確保されていないため、移送者個人の責任において賠償しなければならず、補償制度の整備が求められています。

施策の方向

「船橋市高齢者保健福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」を推進し、高齢者・障害者の移動を支援します。

また、移動手段を確保するため、自動車教習所等の民間事業者に対して、所有するバス等による移送業務への協力を求めています。

さらに、NPOやボランティア団体、地区社会福祉協議会等による有償運送許可取得のための運営協議会の設置や日常の足の確保に関するニーズ及び現状の把握に努めます。

併せて、新しい保険制度や輸送事業の整備を含めた福祉のまちづくりに関する^{※②}構造改革特区の申請等について研究します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者の移動に協力する ○気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握する ○地域の助け合いによる移動の仕組みを構築する ○NPO・ボランティア団体・地区社会福祉協議会・福祉事業者等による移送サービス事業の立ち上げを図る ○事業者が所有するバスを活用する ○事業者による駐車場の確保を進める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市高齢者保健福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」を推進する (高齢者福祉課・障害福祉課) ○地域の手による福祉有償運送事業の立ち上げのための環境整備を進める (地域福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・障害福祉課) ○福祉のまちづくりについて構造改革特区を含めて研究を進める (企画調整課・地域福祉課)



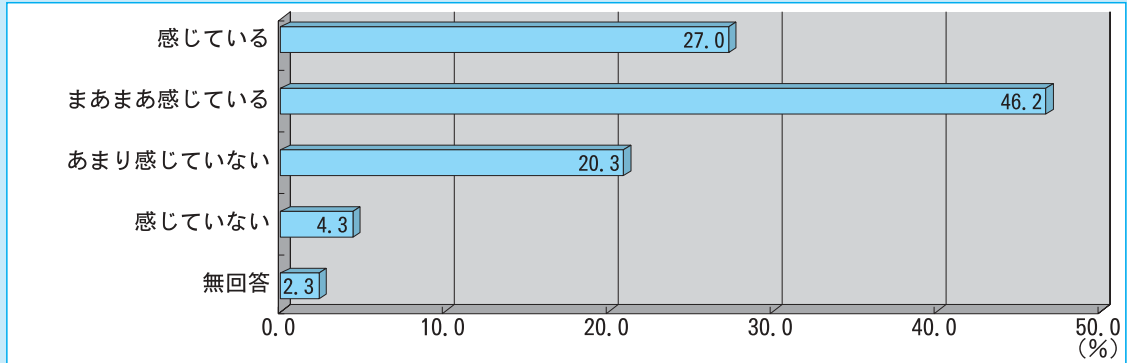
※①福祉タクシー制度：要介護の方及び心身に一定の障害を持つ方に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。

※②構造改革特区：平成14年に施行された「構造改革特別区域法」に基づき、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を進めて地域経済の活性化を図り、さらにその成果を検証することにより全国的な規制改革につなげて日本経済の活性化を図る制度。

市民アンケートの結果 ～楽しく暮らせる地域づくり編～

●生きがいを感じながら暮らしていますか

毎日の暮らしの中で生きがいを感じている方の割合は72.3%で、生きがいを感じていない方の24.6%を大きく上回っています。

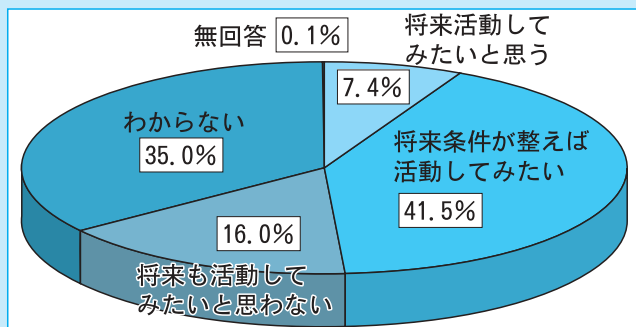


また、生きがいを感じながら暮らすために大切なこととしては、「目標」「趣味」「仕事」「健康」「人との交流」「心のゆとり」等が挙げられています。

●ボランティア活動・NPO活動への参加状況

ボランティア活動やNPO活動に参加したことのある方は2割程度であり、残りの8割近くの市民は、そうした活動に参加したことがない状況です。

また、活動しない理由としては「時間的・経済的に余裕がない」「家族のことで手一杯」「健康・体力面で無理」といった条件面での理由の他に、「関心がない」「団体行動が苦手」「自分のことをしたい」等の個人的な理由も挙げられています。



一方、現在活動していない方を対象に将来的な活動の意志について伺うと48.9%の方が、今後、活動する意志があると答えています。

●バリアフリーのまちづくり

お年寄りや障害を持つ方が自由に移動できるまちづくりを進めていくために必要と思われることについて伺ったところ、下記のような課題が挙げられました。

バリアフリーのまちづくりに必要なことベスト5

1位：段差のない広い歩道の整備	59.6%
2位：歩道の放置自転車等の撤去	37.2%
3位：気軽に助け合える意識づくり	35.7%
4位：駅へのエレベーター設置及びホームの改善	33.6%
5位：日常の足となる公共交通機関の整備	26.2%